

令和2年3月18日

保護者様

東浦和中学校 校庭開放について

本校の校庭については、下記のとおり開放いたしますので、注意事項を守り、安全に使用していただきますようお願いいたします。

記

- 1 開放施設 校庭（体育館、テニスコート及び校舎内へは立ち入らないでください）
- 2 開放期日 3月19日（木）～3月31日（火）  
8時30分～16時00分  
※ただし、25日（水）、26日（木）の午前中は修了式を行っておりますので、校庭は開放いたしません。
- 3 対象者 本校生徒及びその保護者
- 4 注意事項 教育委員会から配信された3月17日付け「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業中における校庭の開放について」に加え、下記の点にご注意ください。
  - (1) 校庭を使用する際は、運動にふさわしい服装を着用してください。
  - (2) 徒歩で登校することとし、自転車等は使用しないでください。
  - (3) ゲーム機など運動するために必要のないものは、持ち込まないでください。
  - (4) 水分補給のための給水（水筒又はペットボトル等）を除き、校地内で飲食はしないでください。
  - (5) 学校の物品を損壊した場合などは、速やかに報告してください。  
（休日等に損壊した場合は、翌日などできるだけ速やかにご連絡ください）
  - (6) 負傷した場合、平日など職員がいる場合に限り応急手当はできますが、あくまで保護者の責任において、ご家庭での手当及び病院搬送等をしていただくようお願いいたします。  
なお、スポーツ振興センターの対象外となりますのでご承知おきください。
  - (7) ミニゴールや鉄棒など、使用禁止の札があるものは使用しないでください。
  - (8) ボールなどを使用する際は、周りの人の安全も考え適切に使用してください。
  - (9) バッドやラケットなどの振り回すと危険な用具の使用は控えてください。
  - (10) 校庭を使用後は、できる範囲で整理整頓に努めてください。